○中部地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月九日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　四五・六一～四八・六五メートル　〇・〇一二キロメートル

後　四三・五三～四八・四二　〇・〇一二

塩尻市大字贄川字若神子五六七番五地内

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十年建設省告示第二千九十一号大阪都市計画及び東部大阪都市計画下水道事業寝屋川北部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十年七月二十九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和四十年建設省告示第二千九十一号、昭和四十年建設省告示第三千百四十五号、昭和四十一年建設省告示第二千八百九十八号、昭和四十二年建設省告示第三百四十三号、昭和四十二年建設省告示第九百五十三号、昭和四十四年建設省告示第四百六十四号、昭和四十五年建設省告示第千五百十五号、昭和四十九年建設省告示第六十八号、昭和五十年建設省告示第四百七十六号、昭和五十九年建設省告示第五百八十四号、昭和六十年建設省告示第千四百七十八号、昭和六十二年建設省告示第五号、昭和六十三年建設省告示第千七十八号、平成四年建設省告示第七百七十号、平成六年建設省告示第千六百二十九号、平成七年建設省告示第千二百八十三号及び平成十一年建設省告示第千百八十八号の事業地に寝屋川市木田町、中木田町、昭栄町及び出雲町を加え、寝屋川市上神田一丁目、中神田町、東神田町、清水町及び高宮栄町地内において事業地を変更する。

○近畿地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千六百三十一号大阪都市計画、東部大阪都市計画及び南部大阪都市計画下水道事業寝屋川南部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月九日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　一三・三四～一七・〇五メートル　〇・一九七キロメートル

後　一五・七二～二九・八五　〇・一九七

吉野川市鴨島町牛島字西桑上七六八番一から同市鴨島町牛島字西桑上七四九番一まで

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　一一・五九～二八・三五メートル　〇・二三五キロメートル

後　一二・九二～三五・二二　〇・二三五

吉野川市鴨島町川島字王子六四〇番一から同市鴨島町西麻植字東禅寺八一番四まで

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　二〇・五五～三〇・四二メートル　〇・三三七キロメートル

後　二〇・六六～三四・一九　〇・三三七

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城三六三七番二から同町御荘平城三七二二番一まで

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月九日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十二号及び三百十八号　吉野川市鴨島町牛島字西桑上七六八番一から同市鴨島町牛島字西桑上七四九番一まで　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

百九十二号　吉野川市川島町川島字王子六四〇番一から同市鴨島町西麻植字東禅寺八一番四まで　〃

五十六号及び三百二十号　愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城三六三七番二から同町御荘平城三七二二番一まで　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月九日